

手術通則第5号及び第6号に掲げる手術件数

対象期間：2024年1月～2024年12月

区分		対象手術名	件数
1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	6
	イ	黄斑下手術等	24
	ウ	鼓室形成手術等	0
	エ	肺悪性腫瘍手術等	59
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	96
		肺静脈隔離術	0
2	ア	靱帯断裂形成手術等	5
	イ	水頭症手術等	34
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
	エ	尿道形成手術等	3
	オ	角膜移植術	0
	カ	肝切除術等	6
	キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	3
3	ア	上顎骨形成術等	0
	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
	ウ	バセドウ甲状腺全摘	0
	エ	母指化手術等	0
	オ	内反足手術等	0
	カ	食道切除再建術等	2
	キ	同種死体腎移植術等	0
4		胸腔鏡又は腹腔鏡手術	589
その他	ア	人工関節置換術	0
	イ	乳児外科施設基準対象手術	0
	ウ	ペースメーカー移植術	24
		ペースメーカー交換術	29
	エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）	0
		体外循環を要する手術	22
	オ	経皮的冠動脈形成術	23
		経皮的冠動脈粥腫切除術	0
		経皮的冠動脈ステント留置術	128